

30 佐原3丁目地区地区整備計画区域

制限事項		計画地区
		佐原3丁目地区
(1)	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物及びこれらに附属する建築物以外のもの ア 住宅(長屋を含む。) イ 共同住宅、寄宿舎又は下宿 ウ 兼用住宅 エ 学校(幼稚園を除く。) オ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの カ マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、 場外車券売場その他これらに類するもの キ 自動車教習所 ク 畜舎で、床面積の合計が15平方メートルを超えるもの
(2)	建築物の容積率の 最高限度	
(3)	建築物の建蔽率の 最高限度	
(4)	建築物の敷地面積の 最低限度	300平方メートル。ただし、法別表第2(イ)項第9号及び同表(ハ)項第7号に規定する公益上必要な建築物(以下「公益上必要な建築物」という。)については、この限りでない。
(5)	壁面の位置の制限	道路境界線に面する部分は3メートル及び地区計画区域境界線(当該境界線が道路境界線である部分は除く。)に面する部分は5メートル。ただし、外壁等の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 建築物の敷地面積が300平方メートル未満の公益上必要な建築物 イ 物置、電気室、機械室、自動車車庫その他これらに類する附属建築物で、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、道路境界線及び地区計画区域境界線からの後退距離が1メートル以上であるもの

(6)	建築物の高さの最高限度	地盤面から20メートル(地区計画区域境界線(当該境界線が道路境界線である場合は除く。)から10メートル以内の距離にある建築物については、地盤面から10メートルとする。)
(7)	建築物の形態又は意匠の制限	
(8)	へい等の構造の制限	<p>へい等で道路に面するものは、地盤面からの高さが1.5メートル以下の網状、その他これに類する形状のもの。ただし、次のいずれかに該当するものについては、この限りでない。</p> <p>ア 公園、運動場その他これらに類する用途に供するものに設けるへい等で、網状その他これに類する形状のもの</p> <p>イ 危険物の貯蔵又は処理に供するものの周囲に設けるへい等で、当該施設の設置に関する法令等でその設置が義務付けられているもの</p> <p>ウ 壁面の位置の制限に掲げた距離以上後退した位置に設けるへい等で、当該後退部分(出入口部分を除く。)に植栽等を施したもの</p> <p>エ ごみ集積場の周囲に設けるもの</p>